二　第五条の規定により報告すべきこととされている事項又は第六条第一項、第七条若しくは第九条第一項の規定により申し出るべきこととされている事項	二　第六条第一項、第七条又は第九条第一項の規定により申し出るべきこととされている事項
三　［略］	三　［略］

備考　表中の［　］は注記である。

附　則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。